

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成24年3月1日

|               |  |       |       |
|---------------|--|-------|-------|
| 政策            | 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案   |       |       |
| 担当課           | 自動車局安全政策課  | 担当課長名 | 三上 哲史 |
| 規制の目的、内容、必要性等 | <p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】<br/>国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案</p> <p>【関連条項】</p> <p>(1) 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係<br/>(第3条～第7条、第9条、第10条、第24条関係)</p> <p>(2) 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係 (第12条、第24条関係)</p> <p>(3) 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係<br/>(第17条～第21条、第24条関係)</p> <p>② 規制の目的<br/>国際海陸一貫運送コンテナ（以下「コンテナ」という。）の自動車運送の安全の確保を図る。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p>97 事業用自動車による事故に関する指標</p> <p style="padding-left: 20px;">①事業用自動車による交通事故死者数</p> <p style="padding-left: 20px;">②事業用自動車による人身事故件数</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p style="padding-left: 20px;">①380人（平成25年）</p> <p style="padding-left: 20px;">②43,000件（平成25年）</p> <p>(注)上記目標値は、コンテナトレーラーを含むすべての事業用自動車についての数値である。</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的な指標</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の創設】</p> <p>(1) 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係<br/>受荷主等（輸入海陸一貫運送コンテナの受取りを行う者。以下同じ。）は、外国発荷主（輸入海陸一貫運送コンテナに貨物の詰込みを行う者。以下同じ。）に対し、国土交通省令で定める方法により積付けを行うこと及びコンテナ内貨物の重量及び積付けの状況に関する情報等を伝達することを求めなければならないこととし、本邦発荷主は国土交通省令で定める方法により積付けを行わなければならないこととする。</p> <p>また、受荷主等はコンテナ貨物重量情報を、当該求めによって取得できなかった場合には、当該コンテナの運送の用に供される船舶の船長に対し、当該コンテナ貨物重量情報を伝達することを求めなければならぬ</p> |       |       |

いこととするとともに、当該船長は、当該求めをした受荷主等に対し、当該求めに係るコンテナ貨物重量情報を保有している場合には、当該コンテナ貨物重量情報を伝達しなければならないこととする。また、コンテナ貨物重量情報を保有していない場合には、その旨を通知しなければならないこととする。(第3条～第4条)

受荷主等又は本邦発荷主（輸出海陸一貫運送コンテナに貨物の詰込みを行う者。以下同じ。）はコンテナの陸送の手配を依頼する取次事業者等に、取次事業者等は運送事業者に、運送事業者はコンテナトレーラーの運転者に対し、貨物の品目、重量及び積付けの状況に関する情報等（コンテナ情報）をそれぞれ伝達しなければならないこととする。(第5条～第7条)

また、受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナの重量に関する情報を外国発荷主又は船長から取得できなかった場合には、当該コンテナの重量を測定し、その結果を運転者に伝達しなければならないこととする。

国土交通大臣は、当該受荷主等が正当な理由がなくその措置を実施しないときは、勧告のうえ、当該受荷主等に対し必要な措置を取るべきことを命ずることができることとする。(第9条～第10条)

国土交通大臣は、受荷主等、本邦発荷主、特定委託者、運送取次事業者又は運送事業者に対し、必要な報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、検査することができることとする。(第24条関係)

## (2) 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係

運送事業者は、コンテナ情報その他の情報等により当該コンテナが不適切状態にあることを知ったとき、又は不適切状態にあるおそれがあると認めるときは、不適切状態の確認又は是正を実施するよう受荷主等に対して求めなければならないこととする。(第12条関係)

この求めを受けた受荷主等は当該コンテナについて、確認是正措置を実施し、その結果を運送事業者に通知しなければならない。(第12条関係)

国土交通大臣は、受荷主等又は運送事業者に対し、必要な報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、検査することができることとする。(第24条関係)

## (3) 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係

国土交通大臣は、運送事業者が遵守事項等（1. コンテナ情報等によりコンテナが不適切状態にあると認めるときは、運転者に対して運送することを命じ、又は容認してはならないこととする。2. 運転者に対しコンテナの荷台への確実な固定、取得したコンテナ情報を踏まえた安全な速度での運転等を運転者に指導しなければならないこととする。）を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、是正のために必要な措置を取るべきことを命ずることができることとする。またその命令に違反したときは許可の取消し等ができることとする。(第17条～第19条)

また、コンテナトレーラーの運転者が安全な運転を確実に行うよう、コンテナを積載したときの遵守事項を規定することとする。(第20条関係)

国土交通大臣は、運送事業者の違反行為が委託受荷主等の行為に起因するものと認められ、かつ、当該運送事業者に対する命令又は処分のみで違反行為の再発防止が困難であるときは、当該委託受荷主等にたいして勧告することができることとする。この場合、委託受荷主等は当該運送事業者に不利益な取扱いをしてはならないこととする。(第21条関係)

国土交通大臣は、運送事業者又は委託受荷主等に対し、必要な報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、検査することができることとする。(第24条関係)

## ⑤ 規制の必要性

(1) 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係

a 目標と現状のギャップ

コンテナは、1980年代以降急速に取扱量が増加しており、現在、コンテナによる貨物の運送は国際物流の中心的地位を占めている。これに伴い、コンテナの規格の大型化も進展しており（40フィート規格コンテナは、全長約12m、高さ9m、総重量30t以上）、自動車運送中の事故が発生した場合、周囲の交通に及ぼす危険性がきわめて高く、人的にも物的にも大きな被害が発生する。コンテナの自動車運送に当たっては、国土交通省において平成17年12月に「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を策定し、関係者への周知に努めてきたところであるが、依然としてコンテナトレーラーの横転事故が年間10件程度発生している状況であり、早急な対策が必要とされている。

b 原因分析

コンテナは、貨物の盗難防止や密輸防止等の観点から、国際的な商慣行上、一旦貨物を積付け、閉扉・封印した後は、着地で受け取るまでの間、原則として開封しないこととなっている。このため、コンテナの自動車運送に際しては、コンテナトレーラーの運転者が運送開始前にコンテナ内貨物の積付け状況を確認することができず、仮に自動車運送の安全上支障のあるコンテナであっても、運転者はその状態を把握できないまま運送せざるを得ない状況にある。

c 課題の特定

受荷主等又は本邦発荷主からコンテナトレーラーの運転者に至るまでコンテナ情報が確実に伝達されるようにし、当該情報を踏まえた安全な運送が行われるようにする必要がある。

d 規制の具体的内容

コンテナに関する情報の伝達制度を創設し、受荷主等、本邦発荷主、取次事業者等、運送事業者に対し、これを積載するコンテナトレーラーの運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達等を義務付ける。

(2) 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係

a 目標と現状のギャップ

(1) aと同じ。

b 原因分析

コンテナは、貨物の盗難防止や密輸防止等の観点から、国際的な商慣行上、一旦貨物を積付け、閉扉・封印した後は、着地で受け取るまでの間、原則として開封しないこととなっている。このため、コンテナの自動車運送に際しては、コンテナトレーラーの運転者が運送開始前にコンテナ内貨物の積付け状況を確認することができず、仮に自動車運送の安全上支障のあるコンテナであっても、運転者はその状態を把握できないまま運送せざるを得ない状況にある。

c 課題の特定

運送事業者がコンテナ不適切な状態にある又はおそれがある場合等には、受荷主等に対し確認是正措置を求め、適切な状態で運送が行われるようにする必要がある。

d 規制の具体的内容

運送事業者はコンテナ情報等により運送するコンテナが不適切状態にあることを知ったとき等に、受荷主等に対し、当該不適切状態を是正等するための措置を求めるとし、求めを受けた受荷主等は当該措置を講じなければならないとする。

(3) 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係

a 目標と現状のギャップ

(1) aと同じ。

b 原因分析

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <p>コンテナの運送は、専用シャーシ（荷台）を用いて行われるものであり、一般的なトラックとは車両構造が異なる面があるため、運転者は、その特殊性を踏まえた運転を行う必要があるが、必ずしもそれが十分に徹底されていない状況にある。</p> <p>c 課題の特定<br/>運送事業者及び運転者が安全な運送に支障を及ぼすおそれがあると判明したコンテナを実際に運送しないこと、運転者が、コンテナトレーラーの構造の特殊性を踏まえた運転等を徹底する必要がある。</p> <p>d 規制の具体的内容<br/>運送事業者、運転者及び委託受荷主等の遵守事項等を規定し、④（３）の規制を新設することとする。</p>  |
| <p>想定される代替案</p> | <p>（１）国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係<br/>当該規制の内容を受荷主等、外国発荷主、運送事業者等による法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。</p> <p>（２）不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係<br/>当該規制の内容を受荷主等、運送事業者等による法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。</p> <p>（３）貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係<br/>当該規制の内容を運送事業者等による法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。</p>  |
| <p>規制の費用</p>    | <p>（１）国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は受荷主等に、受荷主等又は本邦発荷主は取次事業者等に、取次事業者等は運送事業者に、運送事業者は運転者に対し、それぞれコンテナ情報を記載した書面等を交付しなければならないこととなるため、当該事業者等にコンテナ情報の伝達に係る費用が生じる。</li> <li>・受荷主等がコンテナの重量を測定した場合には、受荷主等にその費用が生じる。</li> <li>・上記費用については、各事業者における方法等によって異なるとともに、重量測定費用は測定をしなければならないコンテナ数が想定しがたいことから定量化・金銭価値化することは困難である。</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に行政処分に係る費用が生じる。</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理者に港湾における重量計の整備に係る費用が生じる。なお、各港湾において必要となる重量計の数及び求められる重量計の性能については、測定が必要なコンテナ数が算定しがたいため、定量化・金銭価値化することは困難である。</li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、当該規制案と同様の費用が受荷主等に生じる。</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に追加的費用は生じない。</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、コンテナ情報が伝達されないまま運送される恐れがあるため、自動車運送の安全が確保されない。</li> </ul> |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>(2) 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等に不適切コンテナの確認是正措置に係る費用が生じる。</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に行政処分に係る費用が生じる。</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、当該規制案と同様の費用が受荷主等に生じる。</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に追加的費用は生じない。</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、不適切コンテナの状況が改善されないため、当該コンテナが不適切な状態で運搬される場合が想定されことから、自動車運送の安全が確保されない。</li> <li>・委託受荷主等が関与する違反行為に対し勧告ができなくなるため、不適切なコンテナの運送の指示が行われることが想定されることから、自動車運送の安全が確保されない。</li> </ul> <p>(3) 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック事業者に運転者への指導等に関する費用が生じるが、各事業者における取り組み方法等によって異なるため定量化・金銭価値化することが困難である。</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に運送事業者に対する輸送の安全確保の命令、運送事業者の許可の取消し、委託受荷主等に対する勧告等の行政処分等に係る費用が生じる。</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、当該規制案と同様の費用が受荷主等に生じる。</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に追加的費用は生じない。</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、運転手に対し不適切コンテナの運送の命令・容認及び遵守事項の指導がされない場合が想定されたため、自動車運送の安全が確保されない。</li> </ul> |
| <p>規制の便益</p> | <p>(1) 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>自動車運送の安全上支障のあるコンテナは運送前に発見され、不適切状態が是正されることとなり、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られる。</p>  |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
|                                 | <p>② 代替案における便益の要素<br/>特になし。</p> <p>(2) 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係</p> <p>① 当該規制案における便益の要素<br/>不適切コンテナを発見した場合、運送事業者から受荷主等に対し確認是正を求めると及び受け荷主等に対しその求めに応じ確認是正措置をおこなうことが義務付けられることから、不適切な状態のコンテナの運送が行われなくなるため、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られる。</p> <p>② 代替案における便益の要素<br/>特になし。</p> <p>(3) 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係</p> <p>① 当該規制案における便益の要素<br/>運転者はコンテナ内貨物の特性やコンテナトレーラーの特殊性を踏まえた、より安全を考慮した運転が可能となる。また、委託受荷主等に対する勧告制度により、規制の遵守の実効性を高めることができるため、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られる。</p> <p>② 代替案における便益の要素<br/>特になし。</p>   |
| <p>規制の効率性<br/>(費用と便益の関係の分析)</p> | <p>(1) 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係<br/>受荷主等・本邦発荷主から運転者に至るまでのコンテナ情報の伝達等を義務付けること、コンテナの運送について運送事業者が遵守すべき事項等について規定することにより、コンテナ情報の伝達に係る費用、重量測定費用、運送事業者の運転者への指導等に関する費用、行政処分等に係る費用、重量計の整備に係る費用が生じる。<br/>ただし、コンテナ情報の伝達については、その義務が課せられることとなる受荷主等、本邦発荷主、船長、取次事業者等及び運送事業者は、当該規制がなくとも、通常、契約の相手方(運送事業者にあつては運転者)に対して運送に係る書面(運送委託書、運送指示書等)を交付しており、事業者にとって大きな追加的負担は生じないと考えられる。<br/>一方で、当該規制が創設されることにより、自動車運送の安全上支障のあるコンテナは運送前に発見され、不適切状態が是正されることとなり、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られることとなる。<br/>このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると考えられ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るという目的に照らし、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(2) 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係<br/>不適切コンテナを発見した場合、運送事業者から受荷主等に対し確認是正を求めると及び受け荷主等に対しその求めに応じ確認是正措置をおこなうことが義務付けられることから、受荷主等に確認是正措置にかかる費用が発生するが、安全が確保されないまま自動車運送を行った場合に発生する事故等に係る費用と比較すると小さいと考えられる。<br/>このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると考えられ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るという目的に照らし、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(3) 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係<br/>運送事業者の遵守事項等の規定についても、これは、貨物自動車運送事</p> |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
|                                 | <p>業法に基づく国土交通大臣の許可を受けた者である運送事業者として当然遵守すべき事項を、コンテナの運送について規定したにすぎないものであり、大きな追加的負担は生じないと考えられる。</p> <p>また、委託受荷主等に対する勧告制度についても、本法に規定する義務内容を遵守する限り負担は生じない。</p> <p>一方で運転者はコンテナ内貨物の特性やコンテナトレーラーの特殊性を踏まえたより安全を考慮した運転が可能となり、また、委託受荷主等に対する勧告制度により、規制の遵守の実効性を高めることができるため、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られることとなる。</p> <p>このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると考えられ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るという目的に照らし、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p> |
| <p>有識者の見解、<br/>その他関連事項</p>      | <p>・ 審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見</p> <p>立案に当たっては、国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策検討会議における議論を踏まえて第174回国会に提出した国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案を基本としている。</p>   |
| <p>事後評価又は事後検証<br/>の実施方法及び時期</p> | <p>平成25年度政策チェックアップにおいて事後評価を実施。</p> <p>施行後5年後に、施行状況について検討し、必要な措置を講ずることとされている。（附則第4条）</p>   |
| <p>その他<br/>（規制の有効性等）</p>        | <p>受荷主等・本邦発荷主から運転者に至るまでのコンテナ情報の伝達等を義務付けること、コンテナの運送について運送事業者が遵守すべき事項等について規定することにより、自動車運送の安全上支障のあるコンテナは運送前に発見され、是正されることとなるとともに、運転者はコンテナ内貨物の特性やコンテナトレーラーの特殊性を踏まえたより安全を考慮した運転が可能となり、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られることから、当該規制は有効である。</p>   |